

● コンプライアンスに関する基本方針

MUFGは、グループとしての使命、中長期的にめざす姿、共有すべき価値観を明確にし、お客さま・社会の期待に一丸となってこたえていくことを経営ビジョンに掲げています。また、経営ビジョンの下にグループ役職員の判断・行動の基準として行動規範を定め、国内外のあらゆる法令を遵守し、公正・透明な企業活動を誠実にやり、社会からの

信頼・信用を守り高めていくことを表明しています。

また、グローバルな業務展開が一層進展する中、マネー・ローンダリングや贈収賄の防止、競争法への対応等、各国の法令・規制の動向を注視するとともに、金融犯罪の動向にも十分に注意を払っています。

行動規範

この行動規範は、MUFGグループの経営ビジョンの下に、グループの役職員が日々いかに判断し行動すべきかの基準を示すものであり、疑問を持ったり、正しい選択かどうか判断が難しいといったジレンマに直面した場合の指針となるものです。

第1章は、お客さまに対する姿勢です。

私たちは、公正・透明な企業活動を誠実にやり、常にお客さま本位で考え行動します。これは、私たちの業務の基本を成すものです。

第2章は、良き企業市民としての社会に対する責任です。

私たちMUFGグループは、お客さまのみならず、地域社会、国際社会等からの信頼と信用の下に成り立っています。私たちは、グローバルレベルで社会に対する責任を負っています。

第3章は、日々の職場における心構えです。

私たちMUFGグループが企業として成長を続け、お客さまや社会に貢献していくために、私たちは活力があり働きがいのある職場作りをめざします。

第1章 お客さまに対する姿勢

私たちは、常にお客さま本位で考え、お客さまの信頼・信用に応えます。MUFGグループが今日あるのは、これまで長い間、お客さまからの信頼・信用に支えられて来たからにはかたがたではありません。私たちは、この信頼と信用をさらに確固たるものにしていきます。私たちは、目先の収益にとらわれることなく、長期的・持続的にお客さまの発展を支えます。

1-1. 誠実な行動

私たちは、常にお客さま本位で考え、公正・透明な企業活動を誠実にやります。私たちは、お客さまの資産を適切に取り扱い、お客さまの利益が不当に損なわれないよう適切に対応します。

1-2. 品質の追求

私たちは、お客さまとの永く信頼関係を築くため、商品・サービスの企画・開発から提供、その後の見直しに至るまで、品質の管理を徹底し、改善に努めます。

1-3. 期待を超えるサービスの提供

私たちは、世界のお客さまの多様なニーズに対し、プロフェッショナルとして、グローバルなネットワークを活用し、グループの総合力を発揮して、期待を超えるサービスの提供をめざします。

第2章 社会に対する責任

私たちは、グローバルに事業を展開する中で、国内外のあらゆる法令等を遵守し、金融システムの安定・信頼維持を図り、社会の健全な成長に貢献します。私たちは、一人ひとりがMUFGグループの一員としての責任を負っていることを自覚しながら、

公正・透明な企業活動を誠実にやり、MUFGグループがこれまで築き上げてきた社会からの信頼・信用を守り高めます。

2-1. 社会ルールの遵守

私たちは、国内外のあらゆる法令やルールを遵守することはもとより、高い倫理観にもとづいた正しい行動をとります。法令・ルール違反は、社会インフラである金融システムの機能不全やMUFGグループの信用失墜につながります。私たちは、インサイダー取引・不公正な取引・贈収賄の禁止、適切な情報開示を含め業務に関係する法令やルールを遵守します。

2-2. 金融犯罪・反社会的勢力への対応

私たちは、金融犯罪および金融犯罪防止に係る規則・手続を潜脱しようとする試みを一切許容しません。また、私たちの商品・サービスが各種金融犯罪、マネー・ローンダリング（資金洗浄）およびテロ活動への資金支援等に関係する個人および団体に利用されないよう努めます。

2-3. 社会への貢献

私たちは、各地域の歴史・文化・慣習等を尊重し、企業活動や役職員の社会貢献活動等を通じて、地域・国際社会の発展や環境の保全に貢献します。

第3章 職場における心構え

私たちは、絶えず多様化・変化する顧客ニーズや、外部環境の変化をいち早くとらえ、迅速に行動します。

また、MUFGグループで働く者同士が、お互いを尊重し、プロフェッショナルとしての個人の力と地域・業態を越えたチームワークが最大限発揮され、新しい試みに取り組むことができる職場をつくっていきます。そして私たちはMUFGグループとしてこれまで築き上げてきた有形・無形の資産・財産をしっかりと守ります。

3-1. 成長と挑戦

私たちは、一人ひとりが知識・専門性・人間力を高め、チーム力を最大限発揮し、環境の変化をチャンスととらえ、新たな分野に挑戦していきます。

3-2. 働きやすい職場

私たちは、MUFGグループの全役職員の人権と多様性を尊重し、差別やハラスメント等の行為を行わず、見逃しません。

3-3. 会社資産・財産の取り扱い

私たちは、MUFGおよびグループ各社の有形・無形の資産・財産を守るとともに、これを毀損するような行為を許しません。

3-4. 問題事象の報告・相談

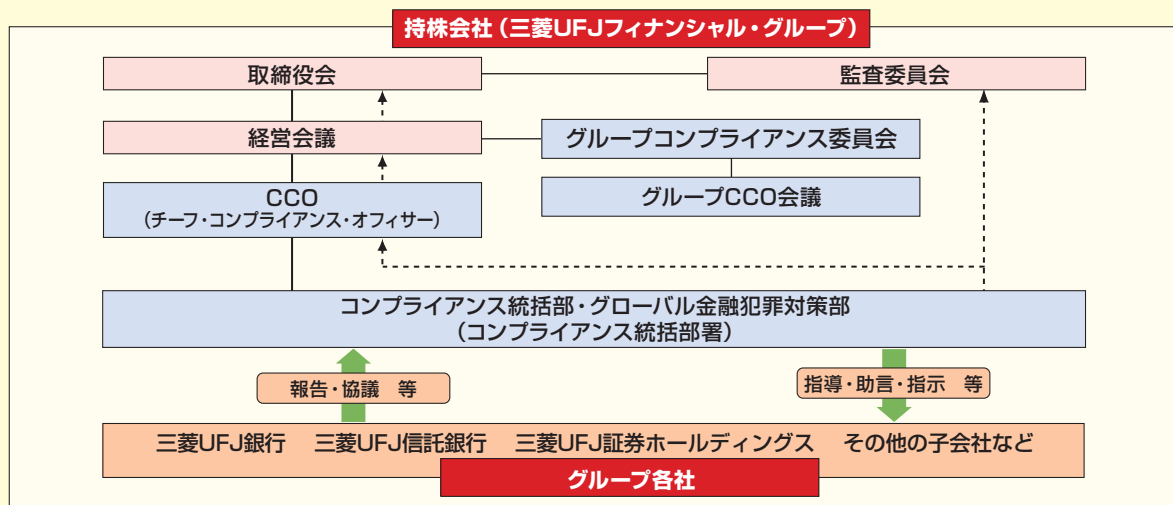
私たちは、法令・社則等や本行動規範に違反する行為等の問題に気づいたら、速やかに職場の上席者に報告・相談、あるいは内部通報制度等を通じて報告します。

● コンプライアンス体制

持株会社および主要な子会社である銀行、信託、証券（以下、「3社」）に、コンプライアンスに関する統括部署を設置しています。各社のコンプライアンス統括部署は、プログラムの策定や研修等を通じコンプライアンスの推進に取り組むとともに、各社の経営会議や取締役会に対して法令等遵守の状況に関する報告を行っています。

また、持株会社では「グループコンプライアンス委員会」、3社では「コンプライアンス委員会」を経営会議傘

下に設置し、コンプライアンスに係る重要事項について審議を行う体制を構築しています。持株会社では、CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）および3社のCCOを委員とするグループCCO会議を設置し、コンプライアンスに係る重要事項、およびコンプライアンスに関しグループとして共通認識を持つべき事項について審議を行っています。



● グローバル金融犯罪対策の態勢強化に向けた取組み

三菱UFJ銀行は、マネー・ローンダリング防止、経済制裁対応、贈収賄・汚職防止（以下、グローバル金融犯罪対策）に関する各国の監督当局の期待目線の高まりなどを背景に、全行的な態勢強化をめざし、2017年11月付で当該領域の知見が集約している米国ニューヨークに、本部機能としてグローバル金融犯罪対策部を設置しました。同時に、各地域におけるグローバル金融犯罪対策にかかわる施策の遂行を担う部内室を、日本、米州、欧州、アジアに設置しています。

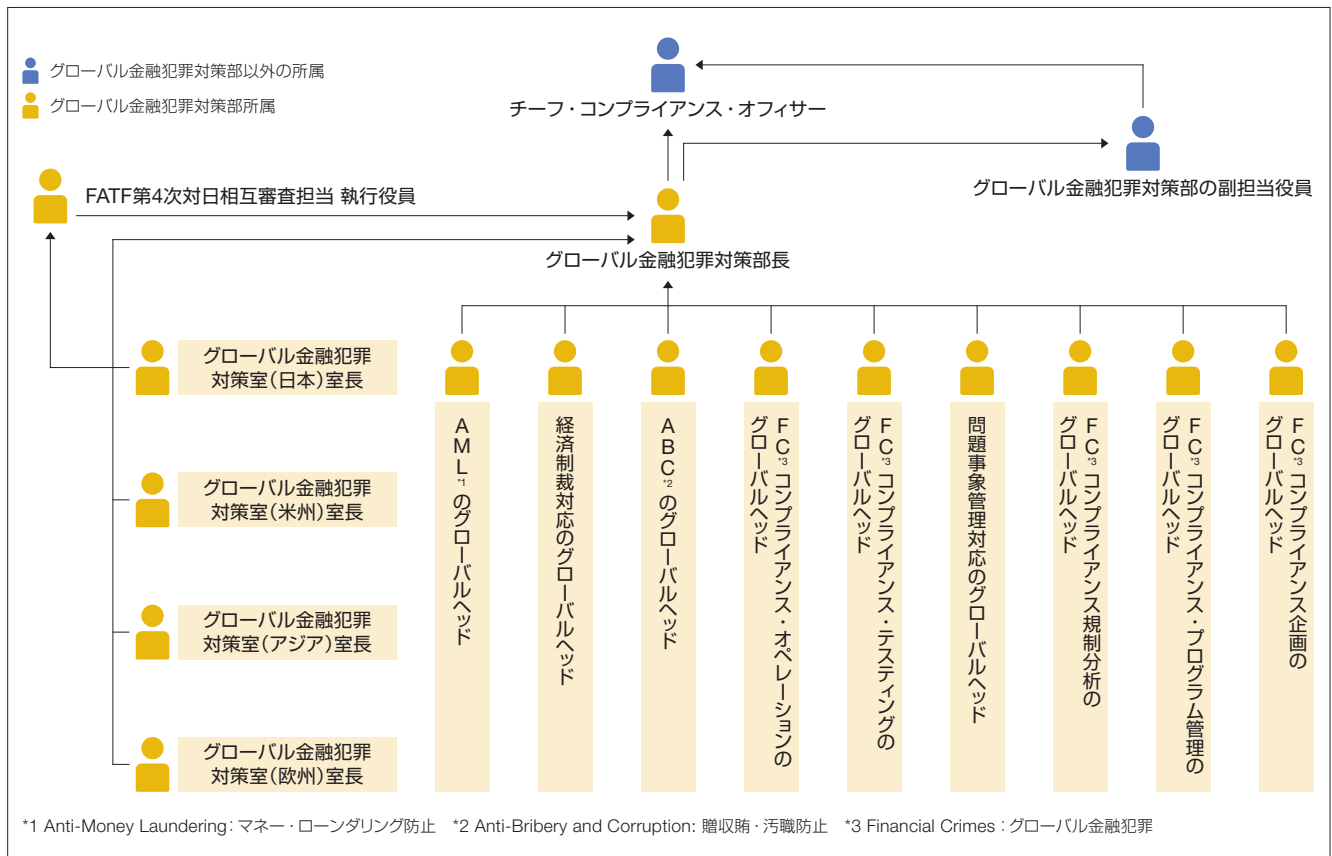
また、三菱UFJ銀行の対応に続いて、MUFGは、グループで一貫性のあるグローバル金融犯罪コンプライアンス態勢を整備するため、2018年8月付でグローバル金融犯罪対策部を米国ニューヨークに設置しました。

同部設置に伴い、グローバル金融犯罪コンプライアンス態勢を管理するためのガバナンス・監督構造、および各社・拠点の戦略、業務活動、リスク・プロファイルに基づいた態勢を構築するための基本的事項を定めた規則および規則を詳細化するスタンダードの制定を行っております。

今後、グローバル金融犯罪対策部主導のもと、規則およびスタンダードを組織横断的に導入し、グループ／グローバルで一貫性のある態勢を整備するとともに、その態勢の実効性を継続的に維持していく予定です。

また、2019年度のFATF第4次対日相互審査を控え、日本におけるグローバル金融犯罪対策機能高度化を喫緊の最重要課題と捉えており、対応を強化しています。

■ 組織図（三菱UFJ銀行・グローバル金融犯罪対策部）



● 反社会的勢力に対する基本方針

MUFGグループは、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、役職員一同これを遵守することにより、業務の適切性と安全性の確保に努めます。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、行動規範・社内規定等に明文の根拠を設け、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築することに努めます。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求を拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引は絶対に行いません。
反社会的勢力への資金提供は絶対に行いません。

● 指定紛争解決機関制度への対応について

指定紛争解決機関とは、行政庁が指定した紛争解決機関で、金融機関の業務に関するお客さまからの苦情の申し出および紛争の解決の申し立てについて、公正中立な立場

で解決のための取り組みを行っています。

三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行はそれぞれ、以下の指定紛争解決機関と契約を締結しています。

三菱UFJ銀行

指定紛争解決機関の名称	一般社団法人全国銀行協会
連絡先および電話番号	全国銀行協会相談室 0570-017109または03-5252-3772

三菱UFJ信託銀行

指定紛争解決機関の名称	一般社団法人全国銀行協会	一般社団法人信託協会
連絡先および電話番号	全国銀行協会相談室 0570-017109または03-5252-3772	信託相談所 0120-817335または03-6206-3988

※全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。

※信託協会は信託業法および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律上の指定紛争解決機関です。

● 内部通報制度・会計監査ホットライン

三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三菱UFJ証券ホールディングスはそれぞれ、コンプライアンス上の問題を早期に把握し、自浄能力の発揮による是正につなげるため、社外の受付窓口を含む内部通報制度を設置しています。また、持株会社は、グループ各社が設置する内部通報制度を補完するものとして、グループ各社の役職員も利用可能な「グループ・コンプライアンス・ヘルプライン」を設置し

ています。

さらに、これらの内部通報制度とは別に、持株会社は、法律事務所を通報窓口として、持株会社を含むグループ各社における会計に係る不正処理等やそれが疑われる処理に関する社内外からの通報を受け付ける「会計監査ホットライン」を設置しています。

会計監査ホットライン

MUFGでは、グループ会社における会計、会計に係る内部統制および会計監査に関する不正処理（法令等に違反した事案）や不適切な処理もしくはこれらが疑われる処理などについての通報窓口として会計監査ホットラインを以下のとおり開設しています。通報は書簡またはe-mailにより受け付けます。

弁護士法人北星法律事務所

住所：東京都千代田区麹町4-3-4

e-mail address：MUFG-accounting-audit-hotline@hokusei-law.com

情報を送付する際には、以下についてご注意願います。

- 対象は、MUFGグループ会社の不正等に関するものに限られます。
- 当該事案に係る詳しい事実についてご記入ください。詳しい事実の提供がない場合、調査等に限界が生じることがあります。
- 匿名で情報を送付いただいても構いません。
- 通報者に関する情報については、通報者本人の同意がある場合を除き、第三者に対し伝達しません。ただし、法令上開示が必要な場合、または調査・報告等に必要限度において通報者の氏名を除く情報が伝達される場合を除きます。
- 日本語又は英語での通報をお願いします。
- ご要望があれば、通報受領後なるべく期間内に通報事案の対応等を通報者に還元するように努めますが、対応できない場合はご了承ください。